

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月14日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 上野 裕介

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月30日 午前 9時00分から 令和 8年 5月13日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月20日 午前 9時30分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月 3日 午前10時00分 場 所 千葉地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月21日 午前 9時00分から 令和 8年 5月25日 午後 4時30分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
<p>一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8年 4月14日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。</p>	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 長生郡長生村本郷字新屋敷上 |
| | 地 番 | 7 1 2 8 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 3 5 . 1 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 長生郡長生村本郷字新屋敷上 |
| | 地 番 | 7 1 2 8 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 . 2 0 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 長生郡長生村本郷字新屋敷上 7 1 2 8 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 7 1 2 8 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 2 . 9 3 平方メートル
2階 6 3 . 4 8 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 1月29日

千葉地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 菅野彬史

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 長生郡長生村本郷字新屋敷上 |
| | 地 番 | 7128番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 135.12平方メートル |
| 2 | 所 在 | 長生郡長生村本郷字新屋敷上 |
| | 地 番 | 7128番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 19.20平方メートル |
| 3 | 所 在 | 長生郡長生村本郷字新屋敷上7128番地1 |
| | 家屋 番号 | 7128番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 62.93平方メートル
2階 63.48平方メートル |



令和7年(ケ)第408号
令和7年11月26日受理
令和8年1月13日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所

執行官 中 村 貢

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	未実施（住居表示未実施区域）
土地	物件1、2
現況地目	■宅地（物件1、2） □公衆用道路（物件 ） □ （物件 ）
形状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり □土地建物位置関係図のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件3
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物 □附属建物） □種類： □構造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある { 種類： 構造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を居宅（空家）として占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年、日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■隣家居住者	1、2年位前から本建物に住んでいる人の姿は見掛けたことはありません。車が止まっているのも見たことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

第1 本物件の状況は別紙地図（法第14条第1項）、一筆図形（評価人から入手）、建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図、建物間取図及び別添写真のとおりである。

第2 物件1、2について

- 1 物件1、2は一体となって北側が幅員約6mの公衆用道路に面する長方形の平坦な土地で、本建物の敷地となっている。本土地の南東側角地点に国土調査の境界標を確認できたほか、北側公衆用道路に面する一部を除き、本土地の周囲にはブロック、フェンス等が設置されており、本土地の範囲を確認することは容易である。
- 2 本建物宅盤は北側公衆用道路よりも高く、公衆用道路に面する部分に高さ約0.3mのブロックの土留めが設置されている。
- 3 西側隣地（田）は本土地よりも低く、隣地に面する部分に高さ約1mのコンクリート擁壁が設置されている。
- 4 本土地一部東側部分はコンクリート敷きとなっており、同部分にステンレス製の支柱で本土地に固定されたカーポートが存在する。
- 5 本土地の南東側部分に定着性が認められないスチール製の簡易物置が存在する。
- 6 本土地の南東側角部分にカバーが掛かったオートバイ（スクーター）が放置されている。

第3 物件3について

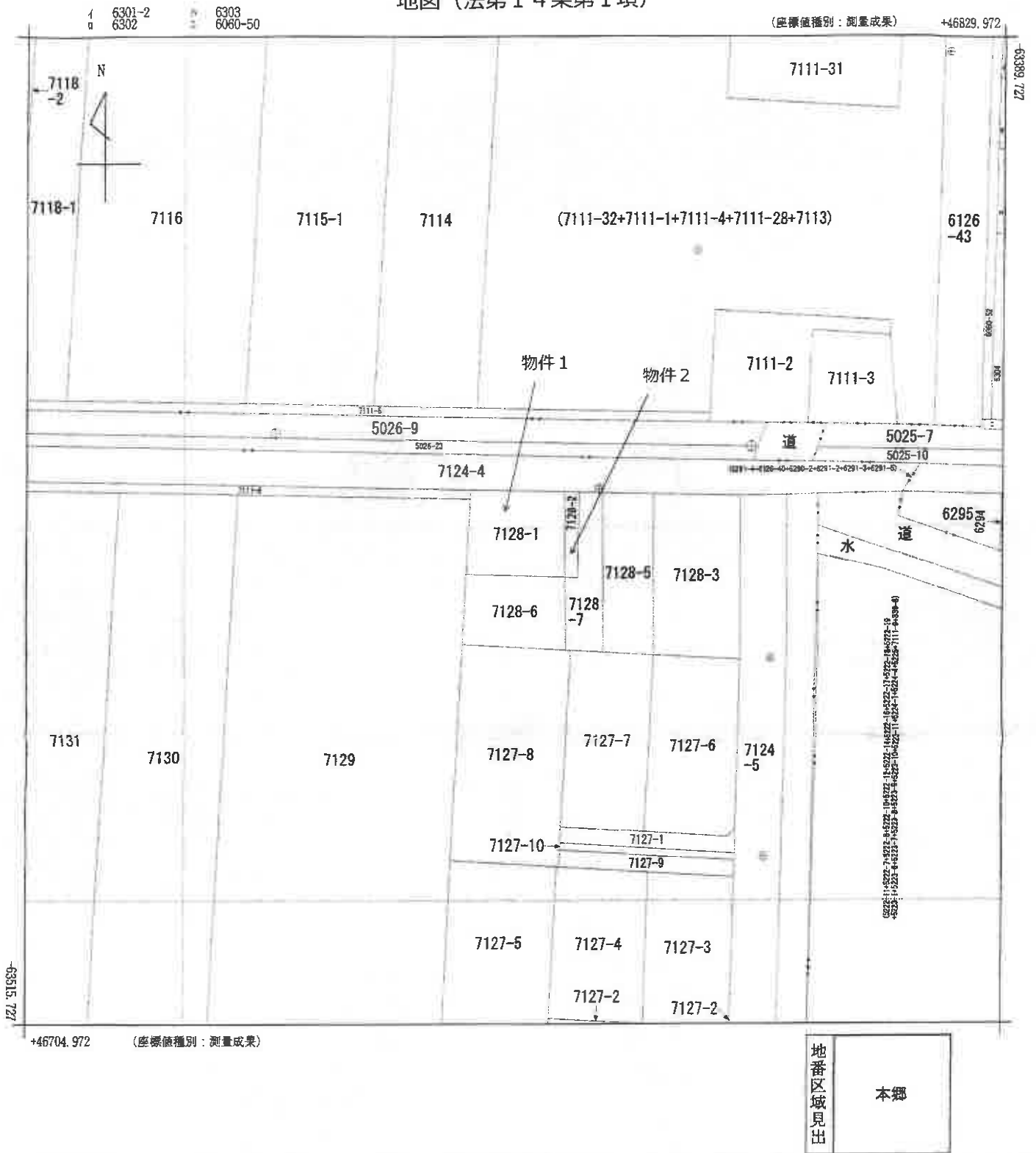
- 1 次の本建物における状況、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給契約事務センター提出の電気供給契約照会に対する回答書及び「関係人の陳述等」記載の関係人の陳述から本建物は所有者が居宅（空家）として占有するものと認められる。なお、本建物には表札は掲げられていなかった。所有者に対し、占有関係照会書を送付するも期限までに回答がなかった。
 - (1) 本建物内に所有者宛てのガス料金関係の郵便物のほか、所有者宛ての郵便物が複数存在した。
 - (2) 別紙建物間取図中、「洋室1」の内壁に令和4年1月のカレンダーが掲げられていた。
 - (3) 本建物内には家財道具及び日用雑貨等が散乱した状態となっており、それらは現に使用の状況は窺えず、人の居住する実態は認められなかった。
- 2 外壁の一部に変色が見受けられる。床に埃が積もり、汚損がやや目立つ。別紙建物間取図中、「洋室1」及び2階廊下に木作業の部材と思われるものが多数散乱している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年12月1日(月)	執行官室	千葉地方法務局茂原支局に対し、地積測量図、隣地の不動産登記記録全部事項証明書等送付嘱託 長生村役場に対し、本建物平面図等送付嘱託
7年12月4日(木)	執行官室	千葉地方法務局茂原支局から上記嘱託に係る文書到着(到着した地積測量図は国土調査実施前のもの)
7年12月10日(水)	執行官室	長生村役場から上記嘱託に係る文書到着
7年12月11日(木) 13:45-14:18	物件所在地	物件調査、写真撮影、隣家居住者に面談、占有関係聴取
7年12月16日(火)	執行官室	東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給契約事務センターに対し、電気供給契約照会書送付
7年12月17日(水)	執行官室	所有者に対し、占有関係照会書送付
7年12月26日(金)	執行官室	東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給契約事務センターから上記照会に対する回答書到着
8年1月7日(水) 11:40-12:12	物件所在地	評価人とともに本建物立入調査、写真撮影
<p>(特記事項)</p> <p>■ 令和8年1月7日 本建物は不在だったので、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。なお、本建物は施錠されていることが予想されたので、解錠技術者を同行した。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

地図 (法第14条第1項)



地番区域見出
本郷

請求部	所在	長生郡長生村本郷字新屋敷上				地番	7128番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(A3判をA4判に縮小した)

令和7年10月6日
千葉地方務局茂原支局

請求番号: 14-1
(1/1)

登記官

(6 枚目)



S=1:100

筆 図 形

令和7年12月4日

ページ 1



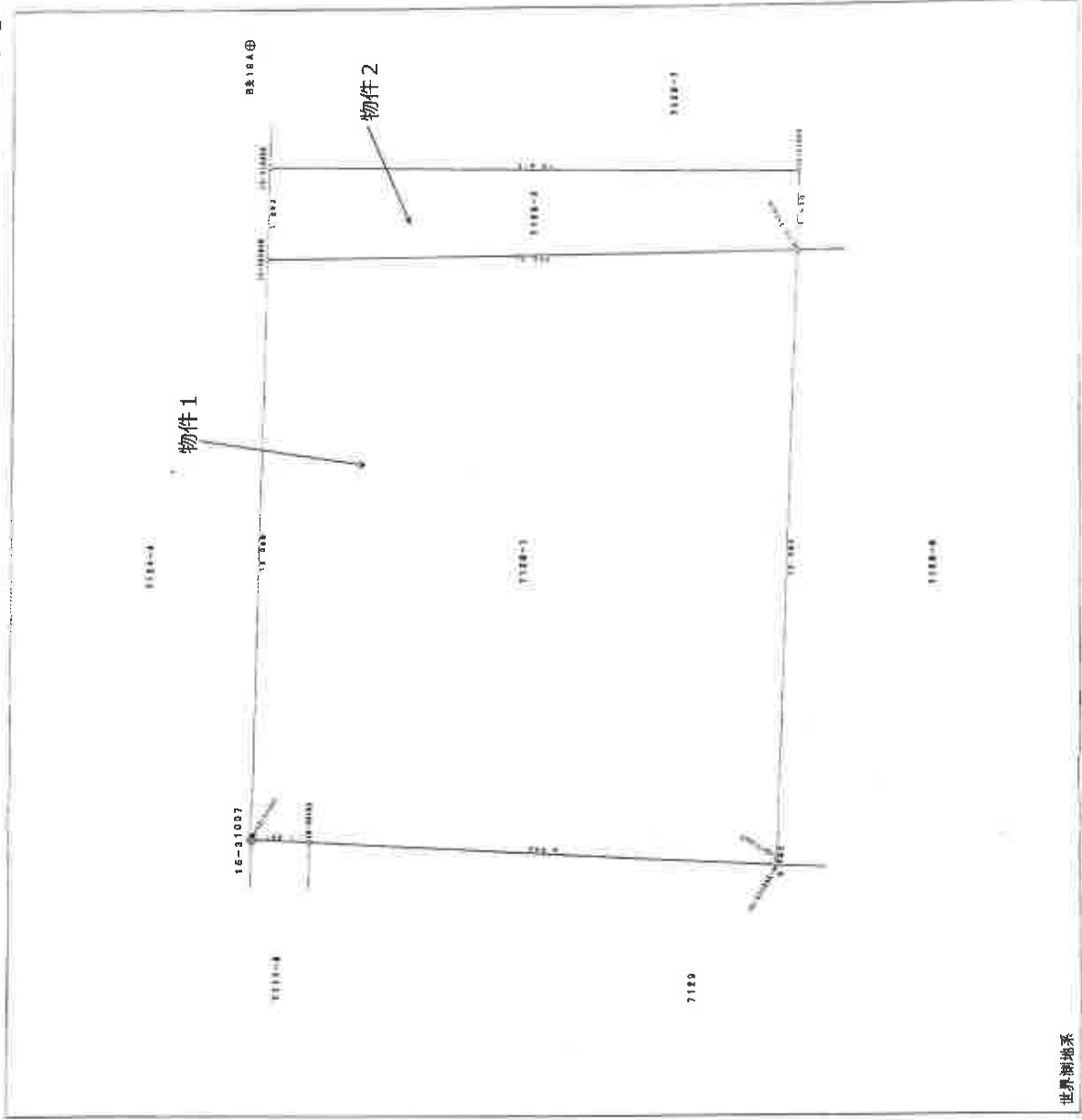
所在地	〒112-0001
所在地	7128-1
地番	宅 地
登記簿	135.12㎡
測量簿	135.121072㎡

所在地	本郷字上郷 7128-1	
15-31008K	X座標	Y座標
	-63447.942	46778.112
15-32423	-63447.318	46778.594
15-31007	-63447.113	46778.004
15-32191K	-63447.377	46778.720
15-35115K	-63458.241	46778.832
15-31008	-63457.947	46761.254

所在地	〒112-0001
所在地	7128-2
地番	宅 地
登記簿	19.20㎡
測量簿	19.208959㎡

所在地	本郷字上郷 7128-2	
15-32191K	X座標	Y座標
	-63447.317	46778.710
15-31007	-63447.418	46778.012
15-32191K	-63448.388	46778.441
15-32190K	-63448.282	46778.822

測量簿	X座標	Y座標
15-31007	-63447.113	46761.654
R219A	-63446.985	46778.170



世界測地系

(評価人から入手した)

(A3判をA4判に縮小した)

※この図面は地籍調査完了時点です。

長生村長

登記年月日：平成7年10月16日

建物図面

各階平面図

37277

7128-1

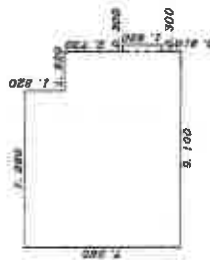
家屋番号
建物の所在

長生郡長生村本郷字新屋敷上7128番地1



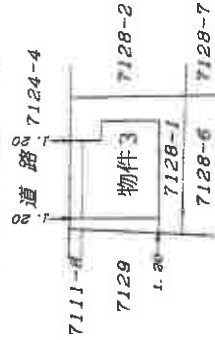
1階 求積表

7,280 x 7,280 =	52,998,400
1,820 x 5,460 =	9,937,200
合計	62,935,600
床面積	62.93㎡



2階 求積表

7,280 x 7,280 =	52,998,400
1,820 x 5,460 =	9,937,200
1,820 x 0,300 =	0,546,000
合計	63,481,600
床面積	63.48㎡



これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年10月6日

千葉県地方務局茂原支局

登記官

(校印)

作製者

縮尺 250

申請人

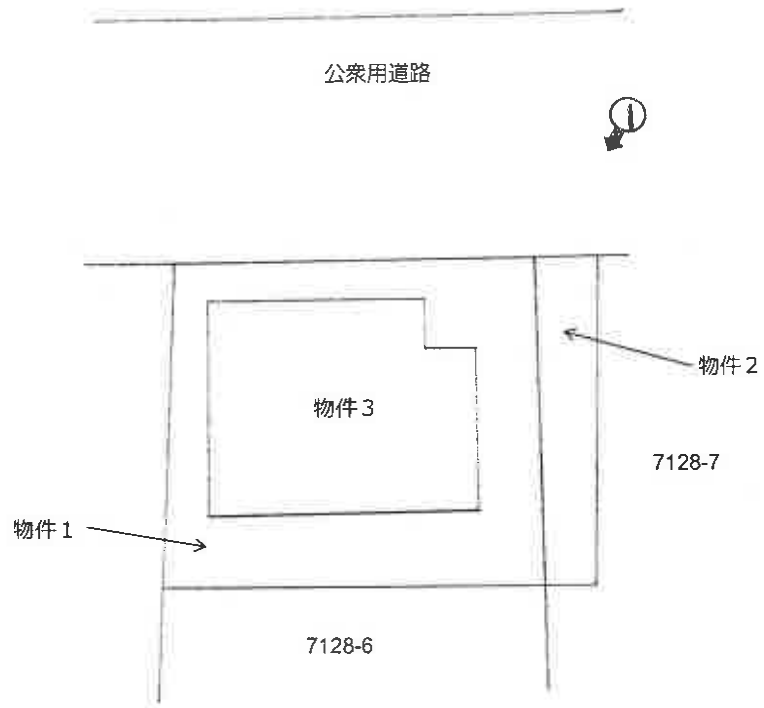
縮尺 500

平成7年10月11日(作製)

(千葉県地家屋調査士会印)

7.10.16

土地建物位置関係図



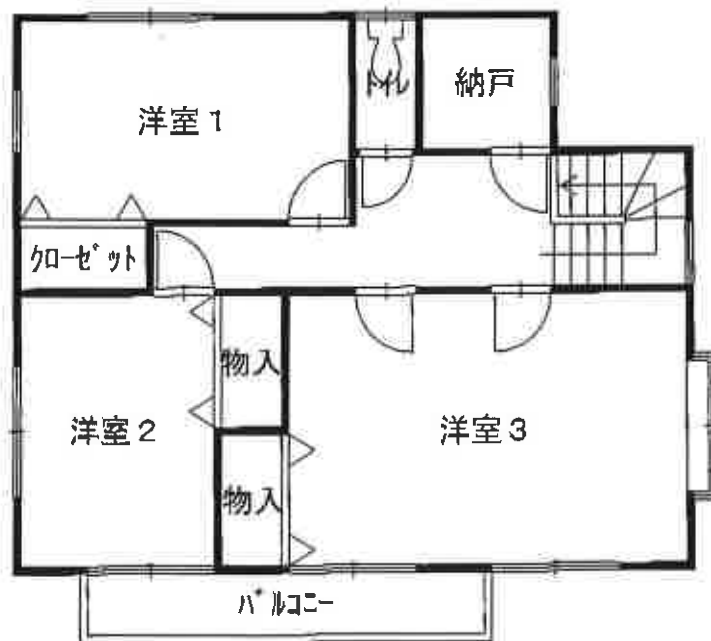
(注) ○→は写真撮影位置，方向及び写真番号を示す

建物間取図

【1階】



【2階】



評価人作成

(注) ♂は写真撮影位置、方向及び写真番号を示す



(10 枚目)

1



2



3



(11 枚目)

副本

令和7年（ケ）第408号

令和8年1月7日現地調査

令和8年1月8日評価

第26K-002号発行番号

令和8年1月8日提出日

千葉地方裁判所

民事第4部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

印東 伸泰

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1,540,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 550,000 円
物件2 (土地)	金 80,000 円
物件3 (建物)	金 910,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2、3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	物件目録記載のとおり。		同左
2	物件目録記載のとおり。		同左
3	物件目録記載のとおり。		同左 住居表示未実施区域
番号	特記事項		
1～3	ない。		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 長生郡長生村本郷字新屋敷上 |
| | 地 番 | 7128番1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 135.12平方メートル |
| 2 | 所 在 | 長生郡長生村本郷字新屋敷上 |
| | 地 番 | 7128番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 19.20平方メートル |
| 3 | 所 在 | 長生郡長生村本郷字新屋敷上7128番地1 |
| | 家屋 番号 | 7128番1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 62.93平方メートル
2階 63.48平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1，2）

位置・交通	JR外房線「八積」駅の北方・約3.3km(道路距離) (別添「位置図」参照)	
付近の状況	農地の中に住宅が見られる地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	無指定
	建蔽率	指定 60%
	容積率	指定 200%
	防火規制	—
	その他規制	宅地造成等工事規制区域
画地条件 (規模, 形状等)	形状:(略長方形地) 地勢:(略平坦地) 接道方位:(北) 間口:(約14.0m) 奥行:(約10.9m) 地積:(154.32㎡) (登記) 接面道路との関係:(中間画地) 隣地との高低差:(西側隣接地より約1.0m高い, 東側隣接地及び南側隣接地とは略等高)	
接面道路の状況	北側(村道) 路線名(2042号線) 幅員(約6m(長生村管理の道路台帳では幅員5.0mであるが, 物件1, 2の前面付近の幅員は約6m)) 連続性(普通) 舗装(有) 歩道(無) 側溝(有) 高低差(道路より0.3m高い~略等高)	
	建築基準法上の種類	建築基準法第42条1項1号
	セットバック	不要 セットバック部分の面積 —
	再建築の可否	可能
土地の利用状況等	物件1,2	物件3建物の敷地
	隣地	・北側: 村道を介して田 ・東側: 南側住宅のための通路(敷地延長部分) ・南側: 住宅 ・西側: 田

<p>供給処理施設</p> <p>敷地内までの引き込みを基準に、引き込みが有る場合を「あり」無い場合を「なし」とした。</p>	<p>上水道 あり</p> <p>ガス配管 なし</p> <p>下水道 なし</p>
<p>土壌汚染等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地歴調査及び地図調査を行ったところ、物件1, 2は従来農地であった土地を宅地へと転換した土地であり、土壌汚染の存在する可能性は低いと推定する。 2. 現在、物件3建物の敷地であり、地下埋設物の存否は確認できないが、現地調査の範囲では、現存建物に係る以外、土地利用を著しく妨げる地下埋設物の存在する可能性は低いと推定する。 3. 長生村教育委員会への聴取によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。
<p>特記事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 物件1, 2は国土調査済みである。国土調査の境界標は南東側1箇所のみ確認できた。物件1, 2の敷地の範囲、境界線についてはコンクリートブロックやスチール製の柵等により明瞭に判別され、現況の地形はほぼ一筆図形に符合するものと推測する。 2. 物件1, 2の北東側部分はコンクリート敷きの駐車スペースとなっており屋根付カーポートが設置されている。物件1, 2の南東側にスチールの物置が存するが、基礎は無く、据置型であることから、動産と判断した。また、当該物置の脇にバイクが放置されている。 3. 『ちば情報マップ』及び『長生村ハザードマップ』によれば、物件1, 2の西側一部又は全域が洪水浸水想定浸水エリアに指定されている。詳細は『ちば情報マップ』及び『長生村ハザードマップ』ご参照。

2 建物の概況及び利用状況等 (物件3)

区 分	主である建物	
建築時期等及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載)	平成7年10月10日新築
	経過年数	約30年
	経済的残存耐用年数	経済的耐用年数は満了している。
仕 様	構 造	木造
	屋 根	スレートぶき
	外 壁	サイディング等
	内 壁	クロス等
	天 井	クロス等
	床	フローリング、畳等
	設 備	洗面台、キッチン、浴室、水洗トイレ等 (電気、上水道、プロパンガス、浄化槽)
	そ の 他	-
床面積(現況)	床面積 1階 62.93㎡ 2階 63.48㎡ 延べ 126.41㎡ (登記簿数量と同じ)	
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	4LDK+納戸 (別添建物間取図参照)
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る ・ 空き家の状態にあり、上水道、プロパンガス、浄化槽等の設備の稼働状況は不明である。建物内部は家財道具、衣類、ゴミ等により雑然としている。2階洋室1で木作業を行っていたものと推測され、作業台や木材が置かれている。2階廊下にも木材が置かれている。階段踊り場の上のガラスルーバー窓が開いており、1階、2階とも床に砂が積もっている。建物外部では外壁の変色が認められる。以上のほかは建物外部及び内部のいずれも概ね経年相応の減耗等が生じているものと判断される。	

建物の利用状況	所有者が空き家の状態で占有しているものと推定する。
特記事項	<ol style="list-style-type: none">1. 建築当時は都市計画区域編入前であったことから、建築確認はされていない。2. 当該建物の使用資材、建築時期等から推察するに石綿（アスベスト）を含有する資材が使用されている可能性は低いと推察される。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 2 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	9,670	1.00	135.12	0.90	1,176,000
2	9,670	1.00	19.20	0.90	167,000
計					1,343,000

ア 標準価格：(公示価格等からの規準)

地価公示等(基準地 長生(県)-2)

$$\begin{array}{cccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 10,500 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{(99.6)}{100} & \times & \frac{100}{(103)} & \times & \frac{100}{(105)} & \approx & 9,670 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位+3% (格差率) 103

◇地域格差：街路、交通接近、環境、行政条件格差等を考慮した。(格差率) 105

標準画地は、近隣地域において、土地の概況(間口、奥行、規模等)及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個別格差：【物件1】

(相乗積) - (格差率) 1.00

【物件2】

- (格差率) 1.00

ウ 地積：登記簿数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。(格差率) 0.90

② 物件 3 (建物)

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延べ面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ = エ
3	160,000	126.41	0.048	971,000

ウ 現価率

物件 番号	(1)耐用年数法 (定額法)				(2)観察減価率	現価率 (1)(D)×(2)
	(A) 残価率	(B) 経済的残存 耐用年数	(C) 経過年数	(D) 定額法に よる現価率		
3	5 %	0年	30年	0.05	▲5% (0.95)	0.048

(1)耐用年数法(定額法)

$$(D)定額法による現価率 = \left[1 - (1 - A) \times \frac{C}{(B + C)} \right]$$

(A).残価率
(B).経済的残存耐用年数
(C).経過年数

(2)観察減価率

保守管理状況等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に，土地については土地利用権等価格を控除し，建物については土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ア×イ=ウ
		率	利用権等	
1	1,176,000	0.30	法定地上権	353,000
2	167,000	0.30	法定地上権	50,000
計				403,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し，その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (1万円未満四捨五入) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,176,000	- 353,000		0.95	0.70	550,000
2	167,000	- 50,000		0.95	0.70	80,000
3	971,000	+ 403,000	1.00	0.95	0.70	910,000
一括価格 (合計)						1,540,000

ウ 占有減価修正：特にない

エ 市場性修正：家財道具やゴミ等により床等に状態が不明な箇所があることを考慮した。

オ 競売市場修正：第2「評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考資料

・ 基準地価格（長生（県）-2）

所 在	長生郡長生村本郷字豆田川間2842番2
価 格	10,500円/㎡
位 置	JR外房線「八積駅」の北東方約3.3kmに位置する。
価 格 時 点	令和7年7月1日
地 積	385㎡
供 給 処 理 施 設	水道
接 面 街 路	東5m村道
用 途 指 定 等	非線引都市計画区域，用途無指定区域（建蔽率60%，容積率200%）
地 域 の 概 要	農家住宅を中心に一般住宅が混在する農地に囲まれた住宅地域

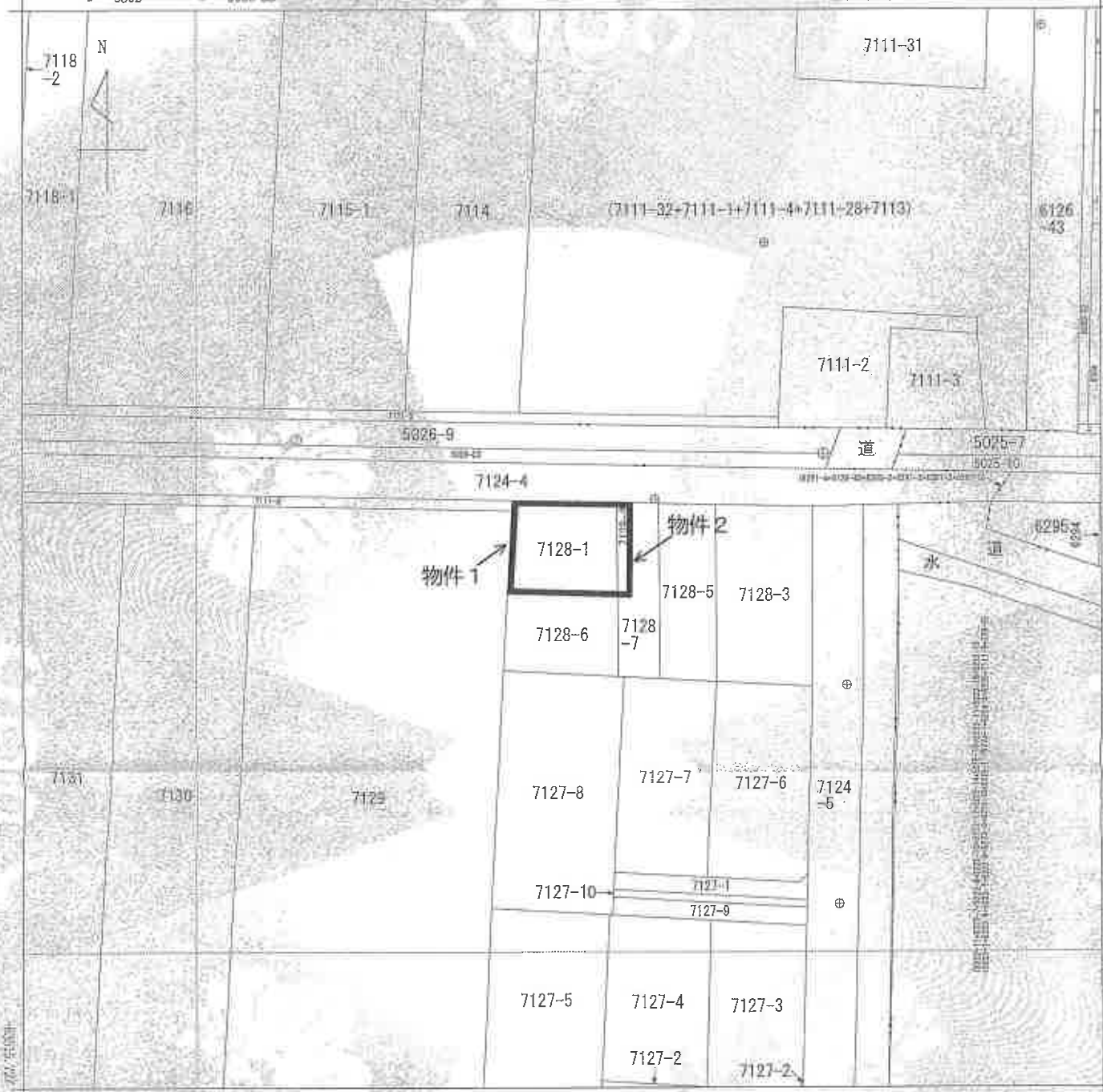
第7 附属資料

1. 位置図
2. 地図写
3. 一筆図形（地籍調査）
4. 建物図面・各階平面図写
5. 建物間取図

以 上

位置図





地番記載用
本冊

部 分	所 在	長生郡長生村本郷字新屋敷上				地 番	7128番170		
出 尺	1/500	積 換 率	坪 三	座 標 系	位置 記 号	分 類	地 割 (法 第 1 条 第 1 項)	種 別	地 籍 図
作 成 年 月 日					測 量 年 月 日 (原 図)			補 記 項	

これは地図に記録されている内容を印刷した書面である。

令和7年10月6日
千葉地方裁判所 横原支局
登録官

請求番号：14-1
(1/1)

地 図 写

本図面はA3判をA4判に縮小したものです

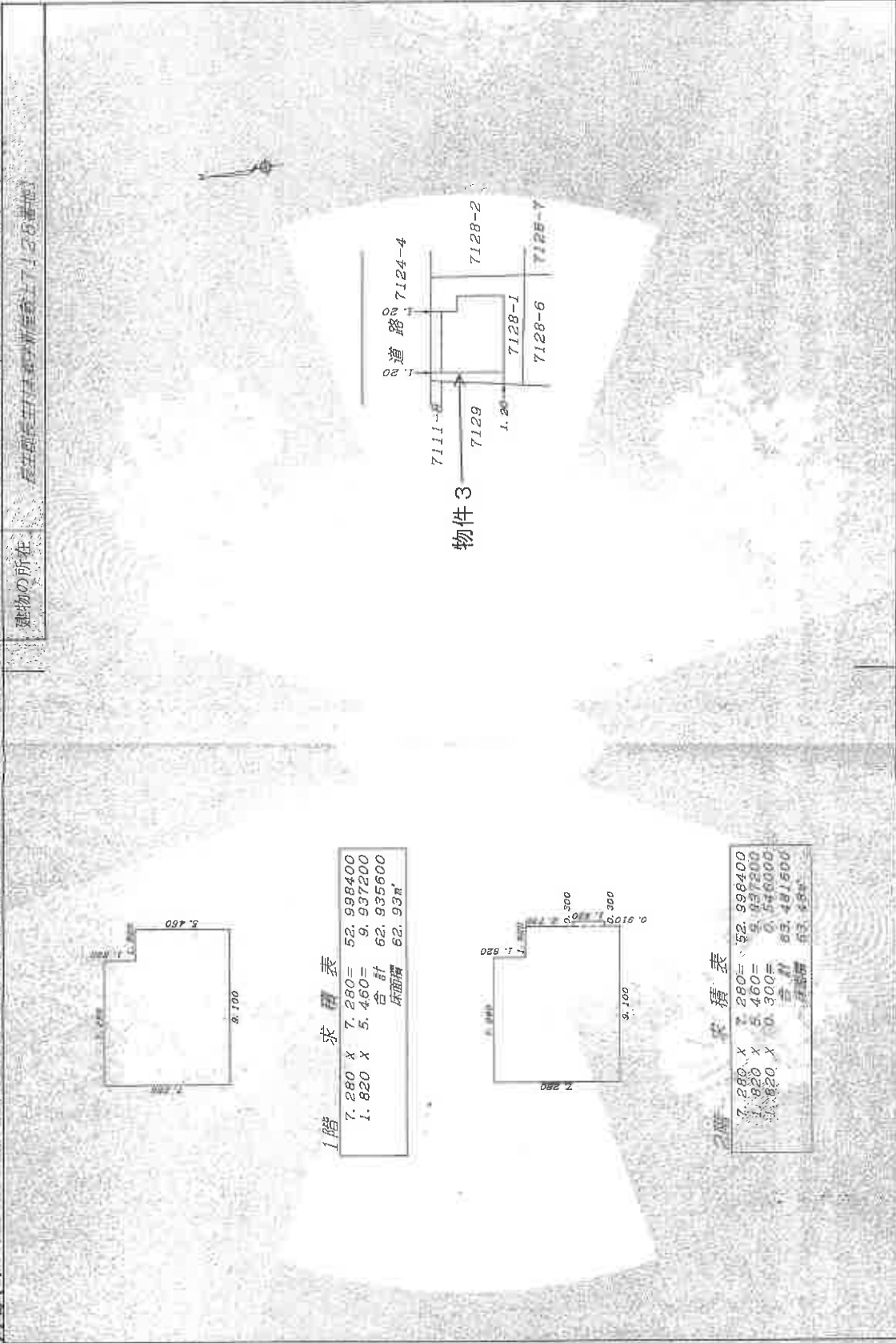
登記年月日：平成7年10月16日

令和7年10月6日 千葉地方建設局 登記官

建物平面図

各階平面図

建物番号	7128-1
建物の所在	尾花町五丁目一丁目一番五号



作成者		縮尺	250
申請人		縮尺	500

(千葉県国土建設局 建築士会 印刷)

本図面はA3判をA4に縮小したものです

建物間取図

【1階】



【2階】

